

I S S U E B R I E F

武器輸出三原則

—その現況と見直し論議—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 726 (2011.11.1)

はじめに

I 武器輸出三原則とは何か

- 1 法的根拠
- 2 「認めない」と「慎む」、三原則における武器
- 3 例外措置

II 見直しをめぐる主な議論

- 1 国際共同開発論
- 2 日米同盟深化論
- 3 三原則評価論

おわりに

2010（平成22）年は、海外への武器輸出を大きく制限している日本政府の政策である「武器輸出三原則」を見直そうという議論や動きが目立ち、政府や与党民主党内で、具体的な見直し内容が検討された。同年12月17日に閣議決定された新たな「防衛計画の大綱」では、防衛装備品の国際共同開発・生産への参加に対応する方策を検討することが記されるにとどまったが、その後も、見直しに向けた動きがみられる。

本稿では、まず、やや複雑でわかりにくい武器輸出三原則について、その法的根拠、輸出対象国による適用の違い、三原則における武器の定義、複数の例外措置等を整理する。次に、見直しをめぐる最近の賛否両論について、議論の特徴や状況を紹介する。最後に、日本の武器輸出政策の議論においてこれまで必ずしも重視されていなかった視点を提示する。

外交防衛課

（とみた けいいちろう）
（富田 圭一郎）

調査と情報

第726号

はじめに

2010（平成 22）年は、「武器輸出三原則」が注目を浴びた年であった。武器輸出三原則は、海外への武器輸出を大きく制限している日本政府の政策であるが、昨年は、これを見直そうという議論や動きが目立った。これまでにも同様の議論はあったが、今回は、部分的な緩和や例外を設けるのではなく、根本的に見直すべきという主張がみられ、かつ、政府や与党民主党内で、具体的な内容が検討された。

同年 12 月 17 日に閣議決定された新たな「防衛計画の大綱」（以下、「防衛大綱」）では、注目された武器輸出三原則の見直しについては言及されず、同日の内閣官房長官談話で、武器輸出三原則は、「国際紛争を助長することを回避する」という平和国家としての基本理念に基づくもので、「この基本理念は引き続き堅持」する、と説明された¹。ただし、防衛大綱には、これに関連して、先進諸国で主流となっている防衛装備品の国際共同開発・生産への参加に対応する方策を検討すると記され²、その後も、三原則見直しに向けた動きがみられる。

本稿では、今後の議論に資するため、やや複雑でわかりにくい武器輸出三原則の内容と最近の見直し論議について簡単に整理し、併せて、日本の武器輸出政策を考える視点も提示する。

I 武器輸出三原則とは何か

1 法的根拠

武器輸出三原則は、実質的に全ての国への武器輸出を認めない政策で、佐藤榮作内閣において表明され、のちに三木武夫内閣によって範囲が拡大され、いくつかの例外はあるものの、今日まで続いている。これが、一般に定着している理解であろう。しかし、佐藤内閣や三木内閣が示した見解は、それ以前から政府内に存在していた武器の輸出許可方針を確認したものであり、新たな武器輸出（禁止）政策ではなかった。また、法律に明記されたものでもない。

日本は、戦後の早い時期から、外為替及び外貿法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号、以下「外為法」）と、同法に基づく政令である輸出貿易管理令（昭和 24 年 12 月 1 日政令第 378 号）によって、海外への「貨物の輸出」を管理する政策をとっている。武器を輸出する際には、経済産業大臣（2001（平成 13）年以前は、通商産業大臣）の許可（1987（昭和 62）年以前の用語では「承認」）が必要とされており、経済産業省が許可・不許可の判断を行っている。現在は、武器技術の提供についても、外為法と外為替令（昭和 55 年 10 月 11 日政令第 260 号）によって、同様の許可が必要とされている。つまり、武器輸出三原則が表明されたとされる 1967（昭

¹ 首相官邸「内閣官房長官談話」2010.12.17.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/kan/2010/1217danwa.html>>

² 首相官邸「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱について」2010.12.17, p.16.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1217boueitaikou.pdf>>

北澤俊美防衛大臣は、シンポジウム「日本の安全保障政策 シーレーン確保と武器輸出三原則緩和などの国際協力」（2011.1.12）における基調講演で、これは自らが文章化し、首相に了承されたもので、ポジティブな内容を記述できた、と述べている。<http://kokusaiianzen.netj.or.jp/shinpo_2011/index.html>

和 42) 年より前から、武器の輸出は、制限された状態にあった。

1967 年 4 月 21 日、佐藤総理大臣（当時、以下肩書はいずれも当時）は、衆議院決算委員会において、次のように答弁した³。

「国内で生産した日本防衛のための武器は、一切海外に輸出してはならないとは考えないが、輸出貿易管理令によって制限されており、

「戦争をしている国、あるいはまた共産国向けの場合、あるいは国連決議により武器等の輸出の禁止がされている国向けの場合、それとただいま国際紛争中の当事国またはそのおそれのある国向け、こういうのは輸出してはならない。」（太字は筆者、以下同じ）

ここで示された内容、すなわち、「三つの地域（共産国、国連決議により武器輸出が禁止されている国、国際紛争当事国）」向けには「武器輸出を認めない」という方針が、「武器輸出三原則」の原型である。これは、当時の通商産業省内にあった輸出貿易管理令の運用基準（武器輸出承認の判断基準）⁴を説明したものであって、新たな政策の表明ではなかった。しかし、国会の場において総理大臣の口から説明されたことにより、これ以後、政府全体の方針と位置づけられ、六日後から用いられ始めた「三原則」という表現とともに、定着していった。

2 「認めない」と「慎む」、三原則における武器

1976（昭和 51）年 2 月 27 日、三木内閣は、衆議院予算委員会に「武器輸出についての政府の統一見解」を提出し、総理大臣自ら読み上げた⁵。この統一見解は、現在まで継続している日本の武器輸出政策の基本となっている。これにより、実質的に全ての国への武器輸出が認められなくなった、と一般的に認識されているが、これも、政府内部で形成されてきた武器輸出方針を記したもので、武器「禁輸」政策の新たな提示ではない。ただし、文章化して国会に提出したことにより、政府の武器輸出政策は、より明確にされた。

³ 第 55 回国会衆議院決算委員会議録第 5 号 昭和 42 年 4 月 21 日 p.10.

⁴ 輸出貿易管理令には、輸出許可を必要とする貨物が記されているが、許可・不許可の判断基準は明記されていない。国会論議を見ると、武器輸出許可の判断基準は、少なくとも 1965（昭和 40）年までには明確になっていたことがわかる。1958（昭和 33）年頃までは、武器輸出は全面禁止すべきではないが、国際問題等取引以外の点も考慮に入れて慎重に処すべき、という一般的な方針のみであったが（例えば、第 24 回国会参議院外務委員会会議録第 9 号 昭和 31 年 4 月 25 日 pp.4-6.（重光葵外務大臣））、その後、共産圏への輸出については、ココム（*）の制度に基づいて輸出の可否を判断していること（第 40 回国会衆議院商工委員会会議録第 19 号 昭和 37 年 3 月 16 日 p.10.（今井善衛通産省通商局長））、直接戦争に関係のある武器や軍需物資は、輸出承認していないこと（第 48 回国会参議院決算委員会会議録第 8 号 昭和 40 年 5 月 7 日 p.19.（広瀬達夫外務省アジア局外務参事官））、さらに、①ココムの制限に従うこと、②国連決議による武器禁輸対象国への禁輸、③国際紛争の助長のおそれのある国への禁輸という 3 つの方針があること（第 49 回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会会議録第 3 号 昭和 40 年 8 月 5 日 p.5.（赤沢璋一通産省重工業局次長））が、説明されている。

* 対共産圏輸出統制委員会（Coordinating Committee for Export Control : COCOM）の略称。共産圏諸国に対する戦略物資・技術の輸出を禁止・制限することを目的とした、自由主義諸国間の非公式の協議機関。1949 年に創設、日本は 1952 年に参加、1994 年に解散。

⁵ 第 77 回国会衆議院予算委員会会議録第 18 号 昭和 51 年 2 月 27 日 p.17.

武器輸出についての政府の統一見解（抜粋）

一、政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

- (一) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- (二) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外貨貿易管理法（※現在は外貨為替及び外貨貿易法、筆者注）の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

二、武器の定義

- (一) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第百九十七の項から第二百五の項まで（※現在は一の項、筆者注）に掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

このなかで重要なのは、三原則対象地域以外への武器輸出の扱いと、三原則における武器の定義である。これらは、野党側が求めていた点でもあった。

佐藤内閣がいわゆる「三原則」を説明して以降、三つの地域以外への武器輸出は認められるのかという点が、しばしば国会で問われた。政府は、時にニュアンスが異なる答弁もあったが、三原則対象地域以外への輸出は、原則としては認められ得るが、抑制的、慎重な姿勢で対処するという方針を示しており⁶、政府統一見解では、「慎む」と表現された。ただし、三木総理大臣は、「一切武器輸出をしない」とは、明言しなかった⁷。この「慎む」については、「慎む」必要がない（「国際紛争等を助長」しない）武器輸出であれば許可される、と指摘されている⁸。しかし、後に、「慎む」とは「原則としてはだめだ」と説明されたように⁹、政府（通産省）は、三つの地域以外への武器輸出許可についても、非常に消極的であった。

武器輸出三原則における「武器」については、既に佐藤内閣期に、軍隊が使用して直接戦闘の用に供されるものは、三原則対象地域への輸出は認めないこと¹⁰、後には、それらは輸出貿易管理令の別表に含まれていること¹¹が、説明されている。また、同令別表第一の一の項に掲げられている武器の中には、三原則における武器には「該当しない」武器（猟銃、スポーツ銃等）がある（表1参照）。これらの武器と汎用品（軍民両用品）は、輸出

⁶ 第55回国会衆議院商工委員会議録第28号 昭和42年7月11日 p.32.（菅野和太郎通産大臣）；第68回国会衆議院予算委員会第四分科会議録第4号 昭和47年3月23日 p.24.（田中角栄通産大臣）；第77回国会衆議院予算委員会議録第7号 昭和51年2月4日 pp.24, 26.（河本敏夫通産大臣）

⁷ 前掲注(5), p.17.

⁸ 森本正崇『武器輸出三原則』信山社, 2011, pp.25-30；森本正崇「テロ対策資機材と武器輸出三原則 —テロ対策資機材は本当に輸出できないのか—」『RISTEX CT Newsletter』2010.3.23, pp.9-10.

<<http://www.ristex.jp/aboutus/enterprize/trust/terrorism/pdf/NewsLetter12.pdf>>

⁹ 第94回国会衆議院予算委員会議録第8号 昭和56年2月14日 p.30.（田中六助通産大臣）

¹⁰ 例えば、第55回国会衆議院商工委員会議録第33号 昭和42年7月19日 p.13.（菅野和太郎通産大臣）

¹¹ 第77回国会衆議院予算委員会議録第7号 昭和51年2月4日 pp.26-27.（河本敏夫通産大臣）

許可は必要であるものの、審査の際には武器輸出三原則は適用されないため、一般論としては、三原則における武器よりは、輸出許可が得られやすいと言える。さらに、汎用品については、宮澤喜一内閣が発表した政府統一見解において、それが武器の一部として用いられた場合でも、仕様が民生用と何ら変わりがないものであれば、武器輸出三原則に照らして問題はない、とされている¹²。

表1 武器輸出三原則における武器の定義

輸出貿易管理令別表第一の一の項に掲げるもの（武器）	同令別表第一の二から一六までの項に掲げるもの（軍事転用可能な汎用品）
武器輸出三原則における武器 同令別表第一の、一の項に掲げるもののうち、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」に相当するもの	左記に該当しないもの（武器） (軍事転用可能な汎用品)
輸出には、経済産業大臣の許可が必要 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 三原則対象地域：認めない（許可されない） ✓ それ以外の地域：慎む（原則として許可されないが、例外*もある） *輸入武器の修理・返品のための輸出、武器生産過程での一時的な輸出、自衛隊の派米訓練等の際の武器輸出	輸出には、経済産業大臣の許可が必要
(例) 小銃、機関銃、迫撃砲、手りゅう弾、魚雷、ミサイル、軍用高性能火薬類、戦車、装甲車、護衛艦、潜水艦、戦闘機、爆撃機、防潜網、装甲版、軍用鉄かぶと (出典) 下記資料に基づいて、筆者作成	(例) 猟銃、スポーツ銃、護身用拳銃、警察用の武器

通商産業省「武器輸出三原則における「武器」の例示」衆議院予算委員会への提出資料、昭和51年2月27日（櫻川明巧「日本の武器禁輸政策」『国際政治』108号、1995.3, p.88に掲載）；森本正崇『武器輸出三原則』信山社、2011, pp.1-30, 223-233.

なお、国会は、1981（昭和56）年1月に、いわゆる「堀田ハガネ事件」（通産省の承認を得ずに、火砲砲身（半製品）を韓国に輸出していた事件）が発覚したことを受けて、同年3月に、下記のような「武器輸出問題等に関する決議」を、衆参両院においてそれぞれ可決している¹³。

「（前略）政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもつて対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである。（後略）」

また、野党側は、国会において、政府の武器輸出政策についてたびたび質問をしており、これらの議論を通じて、政府の武器輸出（禁止）政策が発展したという評価もある¹⁴。しかし、これまでのところ、議員主導の具体的な立法（例えば、武器輸出管理法の制定や外為法の改正等）を行うには至っていない。武器輸出三原則は、明文化され、定着しているものの、依然として、政府の政令運用基準にとどまっている¹⁵。

¹² 第126回国会参議院予算委員会会議録第4号 平成5年3月11日 pp.22-23. (河野洋平内閣官房長官)

¹³ 第94回国会衆議院会議録第11号 昭和56年3月20日 p.1; 第94回国会参議院会議録第10号 昭和56年3月31日 p.1.

¹⁴ 櫻川明巧「日本の武器禁輸政策—武器輸出三原則の国会論議をめぐって—」『国際政治』108号、1995.3, p.98.

¹⁵ これについては、現在の三原則の法的位置づけは大変不安定であり、法律による規律が必要であるという指摘（青井未帆「武器輸出三原則の見直し」について一法的安定性強化という視点の必要性—』『法律時報増刊安保改定50年 軍事同盟のない世界へ』2010.6, pp.165-166.）や、国会自身が、立法よりも政府の運用方針で

3 例外措置

武器輸出三原則には、いくつかの例外が設けられている。すなわち、「武器輸出三原則によらない」輸出・供与が認められる場合がある。大きく分けて、米国向けに限った例外と、個々の案件ごとの例外がある。

米国向けには、三つの例外が設けられている。輸出・供与が認められているのは、①武器技術の供与、②弾道ミサイル防衛システム（以下、「BMD」）の共同開発・生産関係の武器輸出、の二つである。また、③BMD 以外の共同開発・生産関係の武器輸出は、「個別の案件毎に検討の上、結論を得る」（個別検討）とされている。このほか、米国向けには限らないが、テロ・海賊対策支援等の案件についても、個別検討とされている。政府は、これらの例外措置を、1983（昭和 58）年 1 月と 2004（平成 16）年 12 月に、それぞれ官房長官談話によって発表している（表 2 参照）。いずれの場合も、それが、「日米安保体制の効果的運用」を確保し、「我が国及び極東の平和と安全に資する」ものであること、「国際紛争等を助長することを回避する」という平和国家の基本理念は確保され、今後とも武器輸出三原則を堅持すること等が、説明されている¹⁶。

表 2 武器輸出三原則における武器の輸出許可方針の変遷

	1949 年 12 月～	1967 年 4 月～	1976 年 2 月～	1983 年 1 月～	2004 年 12 月～
① 共産国 ② 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国 ③ 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国	要承認	認めない			認めない 【例外】 テロ・海賊対策支援等 (個別検討)
上記 3 つ以外の地域		要承認	慎む（要承認・許可）		慎む（要許可） 【例外】 テロ・海賊対策支援等 (個別検討)
米国			慎む（要承認・許可） 又は 認めない		慎む（要許可）又は 認めない 【例外】 テロ・海賊対策支援等 (個別検討) BMD 以外の共同開発・生産関係（個別検討） BMD 共同開発・生産関係 武器技術

ある三原則を重視しているという批判（森本 前掲『武器輸出三原則』pp.193-194.）がある。

¹⁶ 「対米武器技術供与について内閣官房長官談話（83 年 1 月 14 日）」外務省『わが外交の近況 昭和 59 年版』1984, p.397；首相官邸「内閣官房長官談話【平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について】」2004.12.10.
<<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/koizumi/2004/1210danwa.html>>

(注) この場合の「輸出」とは、貨物を外国に向けて送り出すことを指しており、貿易等の商行為だけに限らない。また、「許可」とは、原則として禁止されている行為を、特定の場合に解除することである。なお、1987年9月の改正以前の外為法では、「承認」という言葉が用いられていたが、通産省は、「許可」と「承認」は、実質的な意味は同じで、審査方法に差はないと説明している(第109回国会衆議院商工委員会議録第4号 昭和62年8月25日 pp.3, 5. (畠山襄通産省貿易局長))。

(出典) 下記資料を参考に、筆者作成

櫻川明巧「日本の武器禁輸政策」『国際政治』108号, 1995.3, pp.84-100; 青井未帆「武器輸出三原則を考える」『信州大学法学論集』5号, 2005, pp.1-64; 防衛省「防衛生産・技術基盤及び武器輸出三原則等について」(安全保障と防衛力に関する懇談会(第6回)配布資料) 2009.3.26.
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei2/dai6/siryou1.pdf>

米国向けの例外措置については、留意すべき点が三つある。一つは、例外化された案件(武器技術の供与、BMDの共同開発・生産関係の武器輸出)については、米国が三原則対象地域(例えば、紛争当事国)にあたると判断された場合でも、論理的には可能であるという点である¹⁷。二つ目は、例外化されていない武器一般の輸出については、他国向けと同様に、武器輸出三原則によって扱われる(すなわち、輸出は「慎む」、米国が三原則対象地域にあたると判断された場合は、輸出は「認めない」とされる)点である¹⁸。三つ目は、米国向けの例外の設定(1983年)と追加(2004年)により、現在では、米国とそれ以外の国とでは、武器輸出許可の扱いが、かなり異なっている点である。つまり、輸出先が米国か否かということが、三原則対象地域か否か¹⁹よりも、判断基準として重要なになっているのである²⁰。

他方、個々の輸出案件について、「武器輸出三原則によらない」とされたものも多数ある(下記参照)。多くの場合、官房長官談話が発表され、「国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等の基本理念」は、確保され、今後とも維持していく、と説明されている。これらをみると、自衛隊の海外活動に必要な武器の輸出(持出し)が7件で最も多く、同盟国・友好国との物品・役務の相互提供が2件、対人地雷除去の支援、遺棄化学兵器処理事業の実施、テロ・海賊対策への支援が各1件となっている。

1991(平成3)年9月	国際平和協力業務等を実施する際の装備品の輸出	*関係省庁了解
1991(平成3)年9月	国際緊急援助隊への自衛隊参加に伴う武器の輸出	*関係省庁了解
1996(平成8)年4月15日、1998年(平成10)年4月28日、2004(平成16)年2月27日	日米物品役務相互提供協定下で行われる物品・役務の相互提供	
1997(平成9)年12月2日	人道的な対人地雷除去活動に必要な貨物等の輸出	
1998(平成10)年4月	在外邦人等の輸送の際の武器の携行	*関係省庁了解
2000(平成12)年4月18日	中国遺棄化学兵器処理事業の実施に必要な貨物等の輸出	
2001(平成13)年10月5日	テロ対策特措法に基づく武器の使用、物品・役務の提供	

¹⁷ 第98回国会衆議院予算委員会議録第4号 昭和58年2月4日 p.10. (中曾根康弘内閣総理大臣); 第98回国会参議院予算委員会議録第2号 昭和58年3月9日 p.11. (安倍晋太郎外務大臣)

¹⁸ 第98回国会衆議院予算委員会議録第18号 昭和58年3月8日 p.2. (後藤田正晴内閣官房長官)

¹⁹ 既に三木内閣の1976年には、三原則対象地域以外への武器輸出も「慎む」と明記され、輸出許可を得るのが困難な状態であったため、輸出先が三原則対象地域に該当するか否かは、それほど重要な基準ではなくなくなっていたとも言える。

²⁰ 防衛省作成資料では、武器輸出三原則の取り扱いについて、米国と米国以外に分けて説明されている。

防衛省「防衛生産・技術基盤及び武器輸出三原則等について」(安全保障と防衛力に関する懇談会(第6回)配布資料) 2009.3.26. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei2/dai6/siryou1.pdf>>

2003（平成15）年6月13日	イラク人道復興支援特措法に基づく武器の使用、物品・役務の提供
2006（平成18）年6月13日	ODAによるインドネシアへの巡視船艇の輸出
2007（平成19）年10月17日	補給支援特措法に基づく武器等の携行、使用
2009（平成21）年3月13日	海賊対処法等に基づく武器等の携行、使用
2010（平成22）年5月19日	日豪物品役務相互提供協定に基づく物品・役務の相互提供

（出典）

防衛省「防衛生産・技術基盤及び武器輸出三原則等について」（安全保障と防衛力に関する懇談会（第6回）配布資料）2009.3.26；岡留康文「日本の外交・防衛政策の諸課題（33）武器輸出三原則等」『時の法令』1864号、2010.8.30, pp.62-67；首相官邸及び外務省HPに掲載されている各官房長官談話及び新聞報道

II 見直しをめぐる主な議論

1 国際共同開発論

政府の武器輸出政策に対する要望、見直し論は、既に1960年代からみられた。当時、防衛産業界（経済団体連合会）は、輸出によって、兵器生産量が増加し、防衛庁の調達価格が低廉になる等の理由を挙げて、武器輸出に対して積極的な態度を探るよう要望していた²¹。最近十数年間では、防衛産業界だけでなく、政府の有識者懇談会も、武器輸出三原則見直しの必要性を指摘している。特徴的なのは、武器の国際共同開発・生産²²への参加、という論拠が登場したこと、以後、見直し論の主流となっている。

1990年代半ば、防衛予算における装備品等購入費が減少していくなかで、今後の課題の一つとして、米国との武器の共同開発・生産が挙げられた²³。ただし、三原則の見直しは、意識はされているが、明言されていない。2000年代になると、（米国に限定されない）国際共同開発・生産を円滑にできる環境を整備すべきこと²⁴、日本の防衛産業は、三原則により、世界の開発動向から取り残されており、一律の（輸出）禁止ではなく、国益に沿った輸出管理等のあり方を再検討すべきこと²⁵、日米がBMDの共同開発・生産を行う場合には、三原則を見直し、米国との間では武器禁輸を緩和すべきこと²⁶、等が指摘された。

2009（平成21）年頃からは、見直しの論拠として、国際共同開発・生産に加えて、その成果の第三国への移転、ライセンス提供国へのライセンス生産品の輸出、海賊・テロ対

²¹ 当時は、武器輸出三原則は公的に表明されていないため、「三原則の見直し」という文言はないが、武器輸出の承認に消極的な政府（通産省）への不満を表明している。「兵器の輸出問題を検討」『防衛生産委員会特報』87号、1962.7.27, pp.1-9；『防衛生産委員会十年史』経済団体連合会防衛生産委員会、1964, p.205.

²² ただし、武器の国際共同開発は、武器輸出三原則では禁止されておらず、それが武器・武器技術の輸出になる場合には、三原則が適用される。第104回国会衆議院予算委員会議録第13号 昭和61年2月20日 pp.3-4.（藤井宏昭外務省北米局長）

²³ 防衛問題懇談会『日本の安全保障と防衛力のあり方—21世紀に向けての展望—』1994.8.12, pp.26-27；経済団体連合会「新時代に対応した防衛力整備計画の策定を望む」1995.5.11.

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol042.html>>

²⁴ 経済団体連合会「次期中期防衛力整備計画についての提言」2000.9.19.

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/045.html>>

²⁵ 日本経済団体連合会「今後の防衛力整備のあり方について—防衛生産・技術基盤の強化に向けて—」2004.7.20. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/063.html>>

²⁶ 安全保障と防衛力に関する懇談会（2004）『「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書—未来への安全保障・防衛力ビジョン—』2004.10, p.21. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei/dai13/13siryou.pdf>>

策協力のための輸出等が言及されている²⁷。鳩山由紀夫内閣が新たに設けた有識者懇談会の報告書においても、三原則は見直すべきとされ、上記のような理由が挙げられている。また、国際共同開発・生産のメリットとして、先端技術へのアクセス、開発コスト低減、日米同盟の深化等があるとされている²⁸。

2010年秋、防衛省や与党民主党内では、同年末に決定予定の新たな防衛大綱を見据えて、下記のような見直し案が検討された。これらは、結果的に大綱には反映されなかつたが、近年の「国際共同開発論」による見直し論議の内容が集約されている。

【防衛省】

- ① 国際協力活動推進のため、その活動に伴う装備品供与を一律例外化
- ② 日米同盟強化のため、国際共同開発・生産に参加し、ライセンス供与国へライセンス生産品を輸出
- ③ 低成本での装備品取得、日本の防衛生産・技術基盤維持のため、国際共同開発・生産に参加し、輸入する装備品の一部に日本製部品を組み込む「オフセット取引」を実現²⁹

【民主党外交・安全保障調査会】

佐藤内閣の三原則対象地域以外への武器輸出について、次の3つの基準を提案

- ① 完成品の輸出は、平和構築・人道支援目的に限定
- ② 国際共同開発・生産の対象国は、国際的な輸出管理レジーム（への参加国）が有力な目安
- ③ 秘密保持、第三国移転等に関する基準と体制を整備³⁰

2 日米同盟深化論

国際共同開発論と重なる部分があるが、「日米同盟の深化」も、三原則見直しの推進力となっている。国際共同開発・生産への参加だけでなく、ライセンス生産品の米国への輸出、輸出品の（米国から）第三国への移転を可能とすることが、同盟深化につながるとされている³¹。これと密接に関係しているのが、現在日米が共同開発中の次世代型BMD（海上配備型迎撃ミサイル：SM-3 ブロック II A）をどのようにして（米国から）第三国への移転を認めるか、という問題である。2009年10月以降、米国政府は、日本政府に対し、共同開発中のSM-3 ブロック II Aを、将来、欧州諸国など第三国に供与することを求めており、

²⁷ 日本経済団体連合会「わが国の防衛産業政策の確立に向けた提言」2009.7.14.

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/064.html>> ;

安全保障と防衛力に関する懇談会（2009）『『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書』2009.8, pp.49-51.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei2/200908houkoku.pdf>> ;

日本経済団体連合会「新たな防衛計画の大綱に向けた提言」2010.7.20.

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/067/index.html>>

²⁸ 新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会『新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—「平和創造国家」を目指して—』2010.8, pp.16-17, 33-34.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampobouei2010/houkokusyo.pdf>>

²⁹ 「兵器を国際共同開発 武器輸出三原則 防衛省見直し案」『沖縄タイムス』2010.11.1.

³⁰ 民主党外交・安全保障調査会「防衛計画の大綱の見直しにあたり【民主党の基本姿勢】」2010.11.30, pp.3-4.

<<http://www.dpj.or.jp/download/4129.pdf>> ;「武器禁輸緩和に3基準 民主提言案」『読売新聞』2010.11.30.

³¹ 安全保障と防衛力に関する懇談会（2009） 前掲『『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書』p.49.

日本政府はそれを認める方向で、具体的な基準案を検討している、と報じられている³²。

ここで注目されるのは、北澤俊美防衛大臣の発言である。北澤大臣は、2010年初めから、武器輸出三原則見直しについて、従来の議論とは趣を異にした発言を積極的に行っているが、特に、BMD の共同開発の案件も念頭に置かれた下記の国会答弁は、興味深い。

「BMD の共同開発みたいな大きなものがぽんと官房長官談話で特例扱いをされる、そういうひねりのやうなものをもう少し根本から議論したらどうなのかという問題意識を持つたわけあります。」³³

「佐藤内閣のところへ戻せばいいではないかと。しかし、そこには、三項目めに紛争当事国という大きな縛りがあるわけありまして、私は、大きな問題解決にはならないのではないかというような個人的な考え方を持っておるわけであります。」³⁴

既に紹介したように、米国との BMD の共同開発・生産関係の武器輸出は、三原則の例外とされている（2004 年 12 月）。また、対米武器・武器技術供与に関する交換公文（2006 年 6 月）及び実施覚書（2006 年 7 月）によって、日本から米国に供与される武器・武器技術については、日本政府の事前同意のない第三国移転や目的外使用が禁止されている³⁵。つまり、日本が米国の要求に応じるためには、三原則の見直しあるいは新たな例外の設定は不要で、日米両国が第三国移転に関して協議し、合意することのみが必要となる。実際に、2011（平成 23）年 6 月の日米安全保障協議委員会の共同発表では、「SM-3 ブロック IIA の第三国への移転」は、一定の条件を満たした場合に、「2006 年 6 月の交換公文に従い、認められ得る」として、具体的な協議機関を指定した³⁶。

しかし、米国側には、共同開発に際して、個々に交換公文を交わし、第三国移転に関する協議を行うことは煩雑である、という認識があるようで、また、個々に例外化する方法は、タイムリーな対応ができず、国際共同開発参加への障害である、と指摘する日本の論者もいる³⁷。これを解決するためには、北澤大臣が指摘するように、個別の例外化ではなく、三原則を「根本から議論」して、米国が「紛争当事国」となった場合でも、米国への共同開発関連の輸出を可能とするような見直しが、必要となるわけである。

3 三原則評価論

現在、三原則見直し論は、十数年来の国際共同開発論を基本とし、さらに共同開発品の

³² 「日米共同開発迎撃ミサイル 欧州への供与要求 米国防長官」『産経新聞』2009.10.24；「日米開発迎撃ミサイル 第三国輸出容認へ」『琉球新報』2010.7.25；「日米共同開発の MD 輸出 管理枠組み加盟国が条件 政府基準案」『読売新聞』2011.7.28, 夕刊。

³³ 第 174 回国会衆議院予算委員会議録第 8 号 平成 22 年 2 月 9 日 p.44.

³⁴ 第 176 回国会衆議院安全保障委員会議録第 2 号 平成 22 年 10 月 21 日 p.3.

³⁵ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文（平成 18 年 6 月 23 日）」外務省国際法局『条約集（平成十八年二国間条約）』2009, pp.1559-1567；防衛省「米国に対する武器及び武器技術の供与決定及び実施覚書の締結について」2006.7.19. <<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2006/07/19f.html>>

³⁶ 「〈仮訳〉日米安全保障協議委員会共同発表 より深化し、拡大する日米同盟に向けて：50 年間のパートナーシップの基盤の上に」2011.6.21. <http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/201106_2plus2/js1_j.html>

³⁷ 「弾道ミサイル防衛用ソフト 日米共同開発が頓挫 第三国への輸出で溝」『朝日新聞』2010.12.31；西山淳一「防衛産業と武器輸出三原則<中編>」『防衛技術ジャーナル』31 卷 6 号, 2011.6, p.23.

第三国移転の案件が加わり、勢いを増しているが、一方、見直し反対論は少ない。そのため、議論が一方通行的で、必ずしも深まっていない傾向にある。また、見直し反対論では、三原則を評価する議論が中心で、見直し論に対する具体的な反論はあまりみられない。例えば、武器輸出三原則は、憲法の平和主義を具体化する施策の一つであり、日本の軍縮外交の支えとなっており、国民の支持も高い、と評価する議論があり³⁸、国会においても、政府に対して、「国是」と言うべき三原則を今後も堅持することを求める質問がなされている³⁹。しかし、昨今の見直し論については、「日米同盟深化」路線に対する批判はみられるものの⁴⁰、主たる論拠である「国際共同開発への参加」の当否を論じたものは、これまでのところ見当たらない。つまり、双方の議論（特に見直し論）の妥当性について、十分に吟味されていない状況であると言える。

おわりに

今後、武器輸出三原則の扱いを論じるにあたっては、現行の武器輸出政策の枠組みをよく理解したうえで、見直しをめぐる賛否両論について、その当否を検証する必要があると思われる。その際には、次のような視点も有益であろう。

一つは、外交・安全保障政策の視点である。一般的に、武器輸出は、経済的利益の確保や、相手国との関係強化など、国益追求のための手段として用いられるものであるが、日本は、いくつかの例外を除き、これを事実上放棄してきたと言える。武器輸出三原則は、憲法の「平和国家の理念⁴¹」に基づくものとされてきたが、それが外交・安全保障政策においてどのような役割を果たしているかについては、必ずしも十分に議論されてこなかった。今後も外交手段としての武器輸出を行わないにせよ、一定の目的のために選択的な武器輸出を行うという政策変更をするにせよ、そのメリット、デメリットを慎重に検討する必要があるだろう。

二つ目は、防衛産業政策の視点である。武器輸出三原則は、結果として日本の防衛産業を温存する役割を担ってきたが、防衛産業政策における役割は限定的であり、今まで行われた三原則の例外化は、米国の要求に応じることが主眼で、日本の防衛産業の基盤強化が目的ではなかった、という指摘がある⁴²。また、防衛省内の研究会は、日本の防衛生産・技術基盤を維持する方策の一つとして、国際共同開発への参加（すなわち、武器輸出三原則の見直し）が必要としているが、同時に、そのデメリットにも言及している（次ページの（参考）を参照）⁴³。日本の防衛産業にとってどのような武器輸出政策が適切なのかという視点も、必要であろう。

³⁸ 青井未帆「武器輸出三原則を考える」『信州大学法学論集』5号, 2005, pp.41-43 ;

青井 前掲「武器輸出三原則の見直し」について p.165.

³⁹ 第176回国会衆議院安全保障委員会議録第3号 平成22年11月11日 p.17. (吉井英勝衆議院議員)

⁴⁰ 例えば、井上協「日米同盟「深化」と武器輸出三原則緩和問題」『平和運動』480号, 2011.1, pp.16-22.

⁴¹ 外務省の説明では、「平和国家の理念」は、具体的には、「専守防衛」、「国際紛争助長の回避」、「国際の平和・安定への積極的貢献」であり、武器輸出三原則は、「国際紛争助長の回避」のための取組みであるとされている。

外務省「平和国家としての60年の歩み」2005.7. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/ayumi.html>>

⁴² 久保田ゆかり「日本の防衛調達の制度疲労と日米関係—日米防衛産業の比較制度分析—」『国際安全保障』38巻2号, 2010.9, pp.59-60.

⁴³ 防衛生産・技術基盤研究会『防衛生産・技術基盤研究会中間報告—防衛生産・技術基盤戦略策定の課題と論点一』2011.7, pp.22-23. <<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisan/houkoku/02.pdf>>

三つ目は、法的枠組みの視点である。現在の日本の武器輸出政策は、政府の政令運用基準に大きく依拠している。この形式を維持するのか、あるいは、法律によって規定すべきなのか。政策の中身だけではなく、その根拠をどこに置くかということも、重要な思われる。

(参考) 指摘されている装備品の国際共同開発のメリット、デメリット

	メリット	デメリット
外交・安全保障	同盟国・友好国との関係強化 相手国への政治的影響力の行使が可能 情報保全・管理体制の強化	相手国の政策に影響される可能性あり
装備	相手国との相互運用性の向上	要求性能、開発期間等の制約により独自運用能力に支障が出るおそれあり
技術	技術交流、実用上のデータ収集などによる技術水準の改善 民生品へのスピンドルの促進	自国の技術優位の確保が困難 自国の技術流出の可能性あり 相手国からの技術移転・開示が滞る可能性あり
経済	コスト削減（高額な開発費の分担、量産による生産費の低減） リスク分散	国家間の調整、業務管理のコスト大 開発費の増大、計画変更・中止の可能性あり 自国の調達ルールの制限
産業	共同開発国間の防衛産業再編等による産業基盤の強化 生産規模拡大による企業の経営基盤安定	国内企業の保護・育成の制限 市場の寡占化の進展

(出典) 下記資料を参考に、筆者作成

江畑謙介「日本が国際共同開発に参加するとしたらどうなる？」『航空情報』59巻10号, 2009.10, pp.36-39 ; 大島孝二「防衛装備品の国際共同研究開発の方向性と我が国の対応」『防衛研究所紀要』12巻2・3合併号, 2010.3, pp.164-166 ; 防衛生産・技術基盤研究会『防衛生産・技術基盤研究会中間報告』2011.7, pp.20-23.